

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての要旨

公職選挙法の一部改正に伴い、平成31年3月1日以降に告示される市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動用のビラを頒布すること及び、当該ビラの作成については条例で無料（選挙公営）とすることができるものとされた。

また、同法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げが行われた。

これらの改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものである。

1 改正内容

第1条による改正

「富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」における、選挙運動用自動車の使用及びポスター作成に要する経費に係る単価の限度額を公職選挙法施行令の水準に引き上げる。

(単位：円)

対比	自動車（1日当たり）				ポスター	
	一般運送 (ハイヤー方式)	借入	燃料	運転手	印刷費	企画費
旧	57,800	15,000	7,210	11,200	367.12	204,326
新	64,500	15,800	7,560	12,500	525.06	310,500

第2条による改正

「富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙用自動車の使用等の公営に関する条例」に名称を改正し、市長選挙運動用ビラの公営及び公職選挙法の一部改正で新たに認められた市議会議員選挙運動用ビラの公営に関する規定を加える。

第3条による改正

「富士見市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」における、選挙運動用ビラの作成に要する経費に係る単価の限度額を公職選挙法施行令の水準に引き上げる。

旧単価 7.30 円 ⇒ 新単価 7.51 円

2 施行日

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条による改正は平成31年3月1日から施行する。また、第2条の施行に伴い、平成31年3月1日をもって「富士見市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」は廃止する。

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第1号）

新旧対照表（第1条による改正）

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）<u>第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき</u>、富士見市（以下「市」という。）の議会議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営）</p> <p>第2条 市の議会議員及び長の選挙においては、公職の候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し、若しくは選挙運動用ポスターを無料で作成し、又はそのいずれをも併せて行うことができる。ただし、当該公職の候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（契約締結の届出）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者とそれぞれ有償契約を締結し、市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）<u>第141条第9項及び第143条第15項の規定に基づき</u>、富士見市（以下「市」という。）の議会議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営）</p> <p>第2条 市の議会議員及び長の選挙においては、公職の候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し、若しくは選挙運動用ポスターを無料で作成し、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。ただし、当該公職の候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（契約締結の届出）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号の区分ごとに当該 _____ 各号に掲げる者とそれぞれ有償契約を締結し、市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

(公費の支払)

第4条 市は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第3項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当

(公費の支払)

第4条 市は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については、第3項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が57,800円を超える場合には、57,800円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,000円を超える場合には、15,000円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当

該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 560円に当該公職の候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日（以下「届出のあった日」という。）から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12, 500円を超える場合には、12, 500円）の合計金額

2 （略）

3 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこ

該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 210円に当該公職の候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日（以下「届出のあった日」という。）から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が11, 200円を超える場合には、11, 200円）の合計金額

2 （略）

3 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、367円12銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に204, 326円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこ

ろにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 選挙運動用自動車の使用 公職の候補者1人について、64,500円に、その者につき届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額

(2) (略)

ろにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該 _____ 各号に定める金額とする。

(1) 選挙運動用自動車の使用 公職の候補者1人について、57,800円に、その者につき届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額

(2) (略)

富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第1号）

新旧対照表（第2条による改正）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第1項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、<u>富士見市議会議員及び富士見市長</u>の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「<u>選挙運動用ビラ</u>」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（選挙運動用自動車の使用等_____の公営）</p> <p>第2条 <u>富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における候補者</u>（以下「<u>候補者</u>」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し、<u>選挙運動用ビラを無料で作成し</u>、若しくは選挙運動用ポスターを無料で作成し、又はそのいずれをも併せて行うことができる。ただし、当該<u>候補者</u>に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p style="text-align: center;">（契約締結の届出）</p>	<p style="text-align: center;"><u>富士見市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項_____及び第143条第15項の規定に基づき、<u>富士見市</u>（以下「市」という。）の議会議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の<u>使用</u>_____及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「<u>選挙運動用ポスター</u>」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営）</p> <p>第2条 <u>市の議会議員及び長の選挙においては、公職の候補者</u>_____は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し_____、若しくは選挙運動用ポスターを無料で作成し、又はそのいずれをも併せて行うことができる。ただし、当該<u>公職の候補者</u>に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p style="text-align: center;">（契約締結の届出）</p>

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者とそれぞれ有償契約を締結し、富士見市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 ビラの作成を業とする者

(3) (略)

(公費の支払)

第4条 市は、候補者 _____（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者 _____が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者とそれぞれ有償契約を締結し、市選挙管理委員会 _____（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(公費の支払)

第4条 市は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を _____、選挙運動用ポスターの作成については第3項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日（以下「届出のあった日」という。）から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

2 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該公職の候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日（以下「届出のあった日」という。）から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

2 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同

項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者_____が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者_____を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とする。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該公職の候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

3 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額とする。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 選挙運動用自動車の使用 候補者 1人について、64,500円に、その者につき届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円51銭に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額

(3) 選挙運動用ポスターの作成 候補者 1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

(1) 選挙運動用自動車の使用 公職の候補者 1人について、64,500円に、その者につき届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額

(2) 選挙運動用ポスターの作成 公職の候補者 1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

富士見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第37号）

新旧対照表（第3条による改正）

新	旧
<p>（公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。</p>	<p>（公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円30銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円30銭</u>に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。</p>